

就学時健康診断歯科検診補助業務 仕様書

1. 名称

就学時健康診断歯科検診補助業務

2. 目的

小学校で実施する就学時健康診断を円滑に行うため、歯科健診の補助を行う人材の派遣を行うものである。

3. 就業場所

堺市内の小学校

健診会場、受付時間及び健診時間は別紙のとおりとする。

4. 就業日

令和7年10月1日～令和8年3月31日の間で本市が指定する日時

5. 派遣時間

原則として3時間とする。ただし、本市が派遣時間の延長が必要であると認めたときは、派遣時間の延長を行うこと。

なお、派遣時間の延長は15分ごととし、その際の派遣料金は1時間当たりの単価に1/4を乗じた金額とする。

6. 派遣人数

別紙のとおり。ただし、派遣人数は、必要に応じて追加することがある。

7. 派遣労働者の選任

- (1) 歯科衛生士資格を有し、歯科衛生業務の経験が1年以上あること。
- (2) 幼児の対応に慣れた者で、業務内容を十分に理解し、歯科医師の指示に従い、業務を遂行できること。なお、業務時において派遣労働者の業務能力が著しく低く、業務の目的を達し得ないと本市が判断した場合は、派遣労働者の交代を派遣元に通知する。この場合において派遣元は、直ちに派遣労働者の交代を行い、業務に支障が生じないようにすること。
- (3) 可能な範囲で同一者を派遣できるよう派遣労働者の選任において配慮すること。
- (4) 派遣元は、派遣契約締結後、速やかに派遣労働者名簿を作成し学校保健体育課へ提出すること。

8. 業務内容

- (1) 各学校の歯科医の指示に従い、就学時健康診断票に記録する。
- (2) 各学校の指揮命令者の指示に従い、健診会場の準備及び後片付けを行う。
- (3) 問診票について、受検者本人のものであることを必ず確認（名前、生年月日等）し、問診項目の記載もれを確認する。
- (4) 受検者からの質問に対して丁寧に対応し、他の受検者に聞こえないよう、プライバシーの保護に配慮すること。

(5) 検診が滞りなく行えるように、就学児及び保護者を誘導する。

(6) 検診終了後は、使用した椅子や机等を消毒する。

9. 服務規律等

派遣元は、派遣労働者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 服装は、業務に支障がなく市民に不快感を与えない清潔な服装をし、業務中は派遣元が用意する名札等を着用すること。

(2) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

(3) 保護者や幼児には、礼儀正しく親切丁寧に應對し、業務中の言動に注意し、不快感を与えないこと。

10. 業務責任者

(1) 派遣元は、本業務の責任者を選任し、本市の承認を得ること。責任者に変更がある時は、速やかに本市へ連絡し承認を得ること。

(2) 派遣元は、就学時健康診断実施日において、常に所在を明らかにし、連絡が取れるようにすること。

11. 指揮命令者等

指揮命令者	各小学校の学校長
-------	----------

指揮命令補助者	各小学校の教頭
---------	---------

12. 派遣先責任者等

派遣先責任者	堺市教育委員会事務局	学校教育部	学校保健体育課長
--------	------------	-------	----------

派遣先苦情担当者	堺市教育委員会事務局	学校教育部	学校保健体育課	保健係
----------	------------	-------	---------	-----

13. 契約金額

交通費や派遣元事業者として必要な諸経費等を含み、単価契約とする。

14. 医療事故等の対応について

健診会場で医療事故等異常事態が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、指示を受けること。

15. 秘密の保持

個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、「個人情報等の保護に係る誓約書」を提出すること。

16. その他の事項

(1) 派遣労働者の交通手段は、公共交通機関を利用するものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、必要の都度、本市と派遣元で協議を行い決定するものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。